

ロジャー・N・ボールドウィンと島ぐるみ闘争

仲本和彦†

はじめに

序章 ロジャー・N・ボールドウィンについて

- 1 「朝日報道」の火付け役
- 2 ACLU とボールドウィン
- 1 朝日報道とボールドウィン
 - 1-1 朝日報道に対する軍部の反応
 - 1-2 軍部への働きかけ
 - 1-3 ボールドウィンの苛立ち
- 2 プライス勧告から島ぐるみ闘争へ
 - 2-1 プライス勧告
 - 2-2 「市民会議」への働きかけ
- 3 米国政府を動かした島ぐるみ闘争
 - 3-1 島ぐるみ闘争の分裂と那覇市長選挙
 - 3-2 アメリカによる沖縄統治政策の修正

おわりに

研究ノート：ボールドウィン関係資料群の紹介

- 1 プリンストン大学
- 2 沖縄県公文書館

はじめに

沖縄県公文書館は1997年から2006年まで米メリーランド州にある米国国立公文書館（U.S. National Archives and Records Administration）の新館（Archives II）を拠点にアメリカ合衆国による沖縄統治（1945年～1972年）に関する一次資料の調査・収集事業に取り組んだ。とりわけ2004年から2005年にかけては、全米に散在する大学図書館や軍資料館等での関係資料の調査・収集に力を注いだ。その中の一つが2004年に行ったニュージャージー州のプリンストン大学での調査である。

プリンストンでの主な目的は、ジョン・フォスター・ダレス（対日講和条約の米国特使で、アイゼンハワー政権時の国務長官）文書の中身を確認することであった。するとそこで思いがけない発見があった。アメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union、以下、ACLU）の組織資料が保管されていたのである。¹ ACLUとは、1955年1月のいわゆる「朝日報道」への端緒を開いた団体で、60簿冊以上にもものぼる沖縄関係資料の存在は研究者の間でもほとんど知られていなかった。そのACLUの中心人物が、組織の設立にも関わり、1950年代当時は国際人権連盟の議長だったロジャー・N・ボールドウィン（Roger Nash Baldwin）である。

沖縄とボールドウィンとの関わりについては、1955年の朝日報道、1959年の沖縄訪問、1961年

† 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書主任専門員

¹ ACLUは約50万人の会員を持つアメリカ最大の人権擁護団体で、専属弁護士約100人の他ボランティアで協力する弁護士約1,000人で年間約6,000件の訴訟を扱っている。ACLU HP (<https://www.aclu.org>)

の沖縄人権協会設立などがよく取り上げられてきたが、彼が米国の政府当局にどのように働きかけを行い、どのような影響力を持っていたかについて公文書等を使って検証した先行研究は存在しない。²

本稿では、朝日報道から島ぐるみ闘争までのボールドウィンと沖縄との関わりを見ながら、沖縄戦後史を検証する上で米側の公文書等が持つ可能性を探ってみたい。

序章 ロジャー・N・ボールドウィンについて

1「朝日報道」の火付け役

「朝日報道」とは、1955年1月13日の朝日新聞の社会面一面での「米軍の『沖縄民政』を衝く」という特集を皮切りに、朝日新聞が約1ヵ月にわたって展開した沖縄問題報道キャンペーンのことである。土地・労働問題、人民党事件、復帰運動、言論弾圧、渡航問題などを詳細に取り上げて米軍政下の沖縄の実態を初めて国内外に知らしめた。このキャンペーンは、当時日本本土から孤立していた沖縄の人々に大きな希望と勇気を与えた。

この大衆運動はやがて「島ぐるみ闘争」へとつながっていく。島ぐるみ闘争とは、米国議会が発表した軍用地政策に反対して、行政主席、立法院議員をはじめ全市町村長・議員などが総辞職を表明し、全島で大規模な住民大会が開かれたりして、1956年から約2年間にわたって沖縄全土に吹き荒れた住民運動のことである。これがやがて米国政府に沖縄政策の転換を迫るまでになる。³ 団結して訴えれば政府の政策をも修正させることができることを身を以て示した住民は、その経験を1960年代に入ってから復帰運動につなげていく。こうして俯瞰的にながめると、沖縄戦後史における朝日報道の位置づけがよく見えてくる。その意義は決して小さくないわけだが、その火付け役になったのが、沖縄人でも本土人でもない、米国人のロジャー・N・ボールドウィンであった。⁴

実は朝日報道については、その裏にもう一人、立役者がいる。那覇市大道に住んでいた米宣教師オーティス・W・ベルである。彼は1954年1月、米誌『クリスチャン・センチュリー』に「沖縄住民に対してフェア・プレーを」という軍政批判論文を投稿する。⁵ ニューヨークでたまたまその記事を目にしたのがボールドウィンだった。彼はその内容に衝撃を受け、同年3月、日本自由人権協会（以下、自由人権協会）の海野晋吉理事長あてに手紙を書き、沖縄の人権問題の調査を依頼した。⁶ ボールドウィンから手紙を受け取った自由人権協会は、約10ヵ月間にわたる調査を行い、その成果が1955年1

²『沖縄大百科事典』中巻（沖縄タイムス社、1983年）、100頁。本稿の執筆にあたっては、元大阪大学国際公共政策研究科助教授で、現在、在沖縄海兵隊外交政策部次長を務めるロバート・D・エルドリッジ氏に多くの示唆と助言をいただいた。記して感謝の意を表したい。

³『沖縄大百科事典』上巻（沖縄タイムス社、1983年）、49頁

⁴このいきさつについて日本自由人権協会の海野晋吉理事長は「われわれの同胞に関することをアメリカ人から知らされたことは、いままでの無自覚が反省されて、むしろひげ目を感じたような気持だった」と吐露している。1955年1月13日付『朝日新聞』朝刊

⁵Bell, Otis W., "Play Fair with Okinawans!" *The Christian Century* (January 20, 1954), pp. 76-77. 同論文は沖縄県公文書館所蔵フライマス・コレクションにも収められている。（沖縄県公文書館資料コード・0000024098）（以下、「資料コード」とする。）

⁶この自由人権協会の生みの親が実は日本占領期にマッカーサー元帥の顧問として来日していたボールドウィンであった。1947年に来日したボールドウィンは、新しい憲法が制定された日本においても基本的人権の擁護を唯一の目的とする市民組織が必要であると助言し、自由人権協会の設立に寄与した。翌年にはその功績が認められ、政府から旭日章を授与されている。

⁷ボールドウィンから自由人権協会理事長海野晋吉への手紙は以下の通り（抜粋）。「沖縄で合衆国当局が、一方的に決めた非常に低い代価で土地を強制買収し、その土地を非常に高い使用料をとって貸付け、土着の地主たちを虐待しているということです。これに対して沖縄人たちが抗議しましたが、米軍当局はそれを共産主義だと応酬しています。私たちは沖縄に通信員を持ちませんが、貴協会には連絡の方法があると思いますので、右御調査方をお願いします。また、日本の新聞などでも報道されたと思いますが、その事実および貴下のこれに対する見解もお知らせできれば幸いです。そうすれば私たちはアメリカ当局とこの問題について交渉します。なお沖縄は東京の極東軍司令部の統括下

月 13 日の朝日新聞で世に出るのである。⁷ 米国の施政権下に置かれ、外部との交流が制限されていた沖縄にとって、国内外へ働きかけができる人間の存在は大きかった。

ボールドウィンはその後も軍用地、労働、渡航制限、主席公選などの問題について改善を図るよう米国政府に繰り返し要請したほか、1959 年 8 月には沖縄現地を訪れ、政府関係者や住民代表らと意見交換している。その成果は、同年 11 月のいわゆる「ボールドウィン勧告」につながった。この勧告は、米政府当局に対して民主主義と人権擁護の見地から沖縄の諸制度及び政策を検証し、見直すよう求めたものである。1961 年 4 月に設立された沖縄人権協会もボールドウィンの示唆を受けたもので、同協会は結成と同時に国際人権連盟に加盟している。沖縄人権協会は、その後も基地による被害や社会問題の複雑化の中で生起するさまざまな人権問題に取り組み、2011 年に創立 50 周年を迎えている。⁸ ボールドウィンが残した人権擁護の精神は今も沖縄でしっかりと息づいている。

2 ACLU とボールドウィン

朝日報道の時、ボールドウィンはすでに 70 歳になっていたが、ここでボールドウィンの若い頃の経歴に触れておきたい。これから見ていく、ボールドウィンと米当局との折衝における立ち位置は、彼のそれまでの活動で培われた考えに支えられている。

ボールドウィンは、1884 年、米マサチューセッツ州に生まれる。青年時代に軍国主義に反対する全米組合 (American Union against Militarism、以下 AUAM) のメンバーとして第一次世界大戦に反対し、良心的兵役拒否者として 1 年間服役した経験を持つ。1920 年、AUAM の人権局が ACLU として独立、彼はその初代事務局長に就任した。その後、スコプス裁判⁹、サッコとヴァンゼッティ殺人事件¹⁰、ジェイムズ・ジョイス作『ユリシーズ』発禁裁判¹¹ などアメリカ史上重要な裁判を次々と手掛け、ボールドウィンの名は全米に知れ渡ることになる。

その後は、無政府主義者 (アナーキスト) らとの親交を通して次第に民主的社會主義 (democratic socialism) に目覚めていく。そして、1927 年にはソビエト連邦を訪れ、「ソビエト連邦下の自由」(*Liberty under the Soviets*) を著している。1935 年のハーバード大学の卒業生アルバムには「共産主義こそがゴールである」と記していて、社会主義思想への傾注の深さが伺われる。¹²

しかし、反共色が強くなり始めたアメリカ社会において、共産主義者の人権をも擁護しようとする ACLU やボールドウィンに対する風当たりは次第に強くなっていく。1935 年に設置された米国議会下院の非米活動調査委員会では「ACLU は共産党である」という名指しの批判までなされる。それに対して ACLU は真っ向から反論、ボールドウィン自身も個人的な信条と ACLU の人権擁護の理念とは

にあると思いますが、貴下がアメリカ極東軍司令部に有力な抗議をすることは可能だと思います。」1955 年 1 月 13 日付『朝日新聞』朝刊

⁸ 沖縄人権協会編著『戦後沖縄の人権史・沖縄人権協会半世紀の歩み』(高文研、2012 年)

⁹ プロテスタント正統主義を熱心に信奉し、聖書の天地創造説に反する理論を公立学校で教えることを禁じた米国南部のテネシー州で、1925 年、高校の生物学教師スコプスが進化論を教えたとして逮捕され有罪判決を受けた事件。『アメリカを知る事典』(1986 年、平凡社)、239～240 頁。

¹⁰ 共産主義への恐怖や排外主義が病的に広まった 1920 年代のアメリカを象徴した事件。1920 年 4 月に起こった強盗事件で、容疑者としてサッコとヴァンゼッティが逮捕され、有罪となった。物的証拠が皆無だった中、二人がイタリア系移民だったこと、第 1 次世界大戦を徴兵忌避したこと、アナキズムの信奉者であったことなどの履歴や思想から有罪判決を受け、死刑に処された。1977 年、マサチューセッツ州知事は二人の無実を公式声明により確認している。『アメリカを知る事典』(1986 年、平凡社)、183～184 頁。

¹¹ アイルランド出身の作家ジェイムズ・ジョイスによる小説『ユリシーズ』はアメリカで検閲に引っかかり、1921 年にわいせつ文書頒布の咎で編集者に有罪判決が下った。発禁処分が解かれるのは 1933 年のことである。

¹² Cottrell, Robert C., *Roger Nash Baldwin and the American Civil Liberties Union* (Columbia University Press, 2000), 258-259. ボールドウィンの伝記。同書ではボールドウィンと沖縄との関わりについては全く触れられていない。

全く無関係であると反論している。¹³

やがてボールドウィンの中に大きな変化が訪れる。1930年代後半にスターリン政権の内情が明らかになってくるにつれ、彼はソ連スタイルの共産主義に幻滅するようになっていく。1938年、ヒトラーのナチス・ドイツとソ連との独ソ不可侵条約の締結がついにボールドウィンとソ連との決別を決定的なものにする。¹⁴

やがて ACLU そのものも反共の立場をとるようになる。1940年5月に開かれた理事会において、全体主義的独裁国家体制を公然と支持する政治団体に属する人物、つまり共産党に所属する人物が ACLU の理事にすることは適切ではない、と共産主義者を指導部から排除する決定を下している。¹⁵

ただし、ACLU は組織としての〈反共主義〉と〈人権擁護〉は別問題であるとして、共産主義者を含むあらゆる個人の人権擁護活動に引き続き力を注いでいった。1950年代前半にアメリカで吹き荒れた「マッカーシズム」¹⁶においても、「共産主義者の権利を守れないということは、我々自身の権利を守れないということだ」としてボールドウィンは一貫して人権擁護の姿勢を貫き通した。例えば、原爆開発に関わった科学者のローゼンバーグ夫妻が核機密をソ連に提供した罪で死刑に処された際にも、ボールドウィンは「人道的また政治的観点」から死刑の執行に反対している。¹⁷

ソ連との対立が深まり、アメリカ社会全体に反共色が広がるなか、共産主義への対応をめぐって ACLU 内部では意見の対立が生じ始める。そして、協会の顔だったボールドウィンは、1950年1月に理事の職を解かれることになる。その代わりとして全米議長の職を与えられたが、1955年にはそれも解任され、それ以後は国際人権連盟（1942年に設立）の活動を通じて国際問題に没頭するようになる。¹⁸ ボールドウィンがベル牧師の「沖縄住民に対してフェア・プレーを」という記事を目にしたのは、ちょうど彼自身が国際問題への関わりを深めていく時期であった。

すでに触れたように、ボールドウィンは朝日報道後の島ぐるみ闘争中にも米国内で沖縄の軍用地問題をとりあげたほか、将来の復帰を前提とした諸制度の改革や主席公選の実施を要求するなど、ACLU 顧問及び国際人権連盟議長としての立場を生かして、米国政府当局に斬り込んでいった。講和条約第3条によって沖縄の施政権をほしいままにしていた米国政府にとって、このように国際的世論に大きな影響力を持つボールドウィンの存在はどう映ったのだろうか。次項から米側公文書等を紐解きながらその内実に迫ってみたい。

1 朝日報道とボールドウィン

1-1 朝日報道に対する軍部の反応

1955年1月13日付朝日新聞の「米軍の『沖縄民政』を衝く」は、米当局にとって寝耳に水だった。コメントを求められた極東軍の司令部は「ボールドウィン氏の手紙の内容と同じようなことを前にきいたことがあるが、いま係官がないので、なんともいえない」と答えるのが精いっぱいだった。¹⁹ それから3日後の1月16日、極東軍はようやく「占領始まって以来」と言われた2,500語にわたる長文での反論を発表した。それは、人権協会が沖縄現地を訪れずに調査報告している、朝

¹³ Ibid, 256

¹⁴ Ibid, 262

¹⁵ Ibid, 273

¹⁶ 1950年から54年にかけて米国共和党上院議員のジョセフ・R・マッカーシーを中心に米国内で行われた反共運動。共産主義の脅威を誇張し、「赤狩り」によって多くの著名人・団体を抑圧した。

¹⁷ Cottrell, op. cit., 334

¹⁸ Ibid, 325-327

¹⁹ 1955年1月13日付『朝日新聞』朝刊

日の報道が共産党機関紙『アカハタ』が報じた「根拠のない偏見」に似ているなどとして、「人の話、うわさ、間違った情報、偏見などに基づいた沖縄の報道は珍しいことではない」と報道を全面否定するものだった。そして、次のような手放しの自画自賛で軍当局の政策の正当性を主張している。²⁰

当司令部としては、目下のところ、琉球が1945年以降にとげた発展を自由人権協会の調査員が認めたかどうか、あるいはそれが同協会の報告に反映されているかどうかは知らない。もし事実がそうでないとなれば、右の調査員たちは、琉球の米民政当局が発行した民政活動報告のデータを検討すべきであったであろう。もし上記の事実が考慮に入れられておれば、彼らの報告は米民政当局が1945年の終戦以来に成し遂げた輝かしい記録に調査員たちは感銘し、その報告はこれを反映させていたろうと思われる。

これに対して、自由人権協会はずぐさま「資料は信頼できる」と紙上で反論、朝日新聞はその後1ヵ月にわたり、沖縄報道キャンペーンを展開した。

こうして、それまで沖縄外に知られることのなかった問題が日本国内で沸騰する中、米当局は、沖縄問題が国際問題化するのを非常に恐れていた。ライバルのソ連のプロパガンダに利用されるからである。

朝日報道から約10日後の1月25日、インドのカルカッタでは、世界20カ国から約400名が参加して、アジア法律家会議が開催されることになっていた。そこには日本からも代表団が参加し、東大の潮見俊隆は「沖縄における人権問題」について報告することになっていた。

米当局は、ダメージを最小限に抑えようと躍起になった。1月21日、東京大使館はカルカッタ総領事館に対し、自由人権協会の主張を地元チャンネルを通じて可能な限り打ち消すよう指示した。²¹そして、極東軍から要請を受けて沖縄の琉球列島米国民政府（U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands、以下USCAR）は、沖縄のメディア動向をカルカッタに提供した。しかし、その内容は、軍部寄りの英字新聞『モーニングスター』や保守系の『沖縄新聞』の記事が中心で、沖縄の首長らが軍当局の駐留を望んでいて、琉球政府もオグデン長官の任期延長を望んでいるといったもので、朝日報道に触発されて盛り上がりつつあった地元マスコミの民政批判は無視して、米統治に好意的な記事ばかりを選んでいった。²²

こうした米当局の思惑に反して、沖縄問題は国際舞台で光を浴びる。東京裁判を〈勝者の裁判〉と呼んで連合国でただ一人否定して有名になった、地元インドのパル判事は、「日本から要請があれば、いつでも応援にかけつける」との談話を発表し、フランス、イギリス、アラブ連合をはじめ各国の主要紙も目立った扱いで報道した。沖縄を「極東のキプロス」と論評したところもあった。²³

そのような状況の中、ワシントンで開かれた国家安全保障会議（National Security Council）の作業部会では沖縄問題の国際問題化が話題となった。²⁴会議の出席者は、今回の問題が国際共産主義者に利用され、アメリカの国益を損なう恐れがあるという見方で一致していた。そして、この問題は今後、政府のハイレベルで扱われるべきものとの認識が共有された。ここにも朝日報道の波紋の大きさが分かる。ただし、会議の結論としては、共産主義者の挑発に過敏に反応するのではなく米

²⁰ 1955年1月16日付『朝日新聞』朝刊

²¹ Tokyo 1750, 21 January 1955, 322.3, Ryukyu, Jan-Jun, 1955, Classified General Records, 1952-63, Tokyo Embassy, Japan, G84（資料コード・0000105549）

²² Message DEPGOVUSCAR to USCONGEN Calcutta, India, I-8455, 24 January 1955, American Civil Liberties Union, 1955-1960, Chief of Civil Affairs, Public Affairs Division, Security-Classified Correspondence of the Public Affairs Division, 1950-1964, RG319（資料コード・0000106048）

²³ 沖縄タイムス社編『沖縄の証言 下巻』（1973年）、157頁

²⁴ 国家安全保障会議とは、安全保障に関する外交、軍事、国内政策を総合的に検討、大統領に助言する諮問機関である。

国政府としては今後冷静に対応していくということになり、結局、この会議で具体的な改善策は何一つ出されなかった。²⁵

1-2 軍部への働きかけ

朝日報道からしばらく経った1955年2月1日、自由人権協会海野理事長からボールドウィンに書簡が送られてきた。そこには、朝日報道の内容とそれに対して米当局が行った反論の内容が短くまとめられていた。その中で海野は、1954年2月にボールドウィンから調査を依頼されて以来、一度も連絡を取らなかったこと詫びるとともに、沖縄問題解決に向けてさらなる協力を依頼している。²⁶

ボールドウィンは時間を無駄にすることはなかった。2月14日、海野の手紙と日本復帰期成会からの請願書を基に作成した「沖縄に関するメモ」を米陸軍省に送った。ACLUから米政府への初めての働きかけである。そして3月1日、沖縄問題について話し合うために陸軍省関係者と初会談を持つ。陸軍省では民事軍政部広報課長のノーマン・D・キング大佐が対応、会談にはボールドウィンの他、ACLUワシントン事務所のアーヴィン・ファーマンが立ち会った。

キングはボールドウィンから受け取ったメモの15項目一つ一つについて、陸軍側の弁明を行った。一方、ボールドウィンの方は、今や国際問題に発展した朝日報道の火付け役として一連の経緯を丁寧に説明した。興味深いのは、ここでボールドウィンが、政府当局を出し抜くつもりはなかったと弁明していることである。²⁷ ボールドウィンは3月3日にもキングの上司である民事軍政部長のウィリアム・F・マーカット少将に書簡を送り、公式に弁明を行っている。²⁸ 朝日報道の過熱ぶりに少なからず責任を感じていたようである。

軍部の方では、ボールドウィンという大御所の要請を無下に扱うわけにはいかなかった。3月9日付のマーカットからボールドウィンへ宛てた書簡では、極東における米軍の前線基地において安全保障と住民の福祉を両立させるという政治・軍事史上まれに見る難題への理解を求めつつ、人権問題解決に真摯に対応していく姿勢を見せた。

ボールドウィンとACLUのアーネスト・アンジェル理事長は、3月24日、先の15項目にわたる「沖縄問題に関するメモ」を10項目に集約したものをACLUの正式な勧告文としてマーカット部長宛て

²⁵ "Working Group on NSC 125/2 and 125/6," 24 January 1955, 322.3, Ryukyu, Jan-Jun, 1955, op. cit. (資料コード・0000105549) この会議に提出された資料の一つ興味深い記述がある。朝日報道で指摘された沖縄の軍雇用員の人種による賃金格差や軍用地料の低さについて、極東軍は適正なものと反論していた。しかし、会議に提出された国防省資料には、戦後の沖縄人の劣悪な生活環境を見て米軍がその生活水準を見誤ったことが要因であり、沖縄人の土地・労働問題に関する不満は十分理解できるという見解が示されている。後で見るように、米当局はその後も賃金格差や地料の低さについて何ら対策を講じようとしませんが、この時点で政府内の一部には、朝日報道の内容を認める見解もあったわけである。島ぐるみ闘争の結果、米当局は地料を当初評価の約6倍もの額に引き上げている。その背景には、そもそも評価額が低いという認識は米当局も持っていたからかもしれない。

²⁶ Unno to Baldwin, 1 February 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1955, American Civil Liberties Union Washington, D.C. Office Records, 1948-1970. (資料コード・0000098525) 事実、自由人権協会関係者の渡沖は以後極度に困難となり、1961年4月の沖縄人権協会設立に際しても自由人権協会は沖縄調査団を編成したが、設立総会までには入島が許可されず、森川団長らに対しては「米国の最善の利益に背反する」という理由で不許可となっている。同協会が調査団を派遣できたのは、同年9月であった。森川金壽「沖縄問題とボールドウィン」『沖縄文化研究』16 (法政大学沖縄文化研究所、1990年)、80～81頁。

²⁷ "Memorandum for the Record, Conference with Mr. Roger Baldwin," 1 March 1955, American Civil Liberties Union, 1955-1960, Security-Classified Correspondence of the Public Affairs Division, 1950-1964, Chief of Civil Affairs, Public Affairs Division, RG319 (資料コード・0000106048)

²⁸ Baldwin to William F. Marquat, 3 March 1955, 080, Societies - Associations (General), General Correspondence, 1955-62, Chief of Civil Affairs, RG319 (資料コード・0000106036)

送った。²⁹ この中でも、ボールドウィンは、軍の沖縄統治自体に口を挟むつもりはなく、純粋に人権擁護の立場からの勧告であり、ACLU としても米当局に最大限協力したい旨強調している。このようにボールドウィンには、政府の立場を尊重しながら人権問題については決して譲歩しないという態度が常に見られた。それはその後の政府との交渉でも一貫していた。

陸軍省に勧告文を送った同じ日、ボールドウィンは自由人権協会の海野理事長宛に書簡を送った。この書簡は次のように朝日新聞にも掲載された。³⁰

私は琉球における軍政についてワシントンの当局者たちと話し合いました。そして多方面にわたる変革が目下考慮されていることを知りました。しかしそれがどんなものであるかはまだ言明できません。われわれは国防省に対してわれわれの態度を表明しました。すなわち以前、日本の一県として住民に与えられていた自治権が同じように保障されるべきで、この場合軍の統制はただ安全保障の見地から正当化されるものでなければならない、という主張も致しました。これはなかなか線の引きにくい難しい問題ではありますが、とにかく合理的な解決があなた方に保障されるでしょう。このためには政府各機関の協議や現地指導者との折衝が行われるでしょうが、それにはなお数週間以上の期間を要するものと思われます。極東の緊張が緊迫を告げている間はこれらの南方の島々の日本復帰の機会があるとは考えられません。しかし状況が緩和される時がくれば復帰の機会が来て、それについて積極的な配慮が行なわれるでしょう。

ここには、現在の国際情勢では復帰は望めないのが、安全保障のためのさまざまな制約の範囲内で自治権を拡大する、アメリカの施政権の下で諸問題の合理的解決を目指す、というボールドウィンの基本的な考え方が示されている。この考え方はその後も一貫していて、彼の沖縄問題への対峙の仕方を理解する上で重要である。

1-3 ボールドウィンの苛立ち

朝日報道の後、自由人権協会はボールドウィンの他にもベルギーのブリュッセルに本部を置く国際民主法律家協会（International Association of Democratic Jurists、以下 IADJ）に沖縄問題解決への協力を依頼していた。具体的には、国際調査団の派遣であった。IADJ からは 3 月 26 日付で、4 月 13 日から 15 日までローマで開かれる協会の書記局会議で調査団派遣の協議が行われるとの回答を得る。³¹

しかし、この情報が陸軍省を通じてボールドウィンらの耳に入ると、ACLU は、4 月 14 日、IADJ が共産党系の組織であり、沖縄の人権問題が党派争いの具になってしまうのを避けるためにもただちに関係を断つよう要請した。³² 4 月 22 日、ボールドウィン自身も海野へ書簡を送り、政党のしがらみに束縛されないことが肝要で、必要なのはさらなる調査ではなく制度の改善であるとして、沖縄調査の延期をも進言している。³³ 後日 ACLU が出したプレス・リリースにもあるように、この頃軍部が沖縄政策の見直しを明言していたため、ボールドウィンは国際共産主義組織の関与が軍部を刺激して

²⁹ Baldwin to Marquat, 24 March 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1955, op. cit. (資料コード・0000098525)

³⁰ 1955 年 4 月 11 日付『朝日新聞』朝刊

³¹ 同上

³² Ferman to Mike Masaoka, 14 April 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1955, American Civil Liberties Union Washington, D.C. Office Records, 1948-1970 (資料コード・0000098525)

³³ Baldwin to Shinkichi Unno, 22 April 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

事態を複雑化させてしまうことを恐れたのであろう。³⁴しかし、軍による情勢報告書から海野が忠告に耳を貸していないことを知ったボールドウィンは、苛立ちを隠しきれず、5月6日、再び海野に書簡を送り、IADJとの関係を断つよう再度申し入れた。³⁵ボールドウィンからの再三の要請を受けて、海野はようやくIADJへの沖縄調査団派遣の要請を取り下げている。³⁶

一方、3月24日に送った10項目の勧告書に対して公式回答や具体的な施策が何一つ出てこないことに、ボールドウィンは軍部に対しても少しずつ苛立ちを感じるようになっていた。彼は、陸軍省が軍用地問題についてはプライス調査団の報告書が出るまで静観する意向であることをつかんでいた。³⁷実際には、対応の遅れの別の要因として、ACLUとの関係に慎重であろうとする動きが軍部内に出始めていたこともあったようだ。³⁸

7月15日、ボールドウィンはついに、これまで可能な限り良好な関係を築き上げようとしてきた民事軍政部のマーカット少将に対して、沖縄問題について何ら進展がないようならACLUとしても何らかの声明を出さざるを得ないと、脅しとも取れる書簡を送った。³⁹

ボールドウィンの苛立ちを察知した陸軍省は、あわてて勧告書に対する回答のまとめに取りかかり、ACLUとの会談を9月に設定した。⁴⁰マーカット少将は8月5日に弁明の書簡を送っている。その中で、問題を先延ばしにするつもりはなく、すでに改善への取り組みは始まっているとし、軍用地問題については議会からの要請もあって議会による現地調査まで結論を先送りすることになっていることや、その他の案件についても省庁間調整が必要なため時間がかかっているなどと言いつつ並べた。⁴¹ボールドウィンの苛立ちは内心収まっていなかったが、この返答にいったんは矛を収めている。その書簡への返事の中で、ACLUとしては沖縄が反米のプロパガンダに利用されなければよいと願っているだけで、あくまで軍部と共通の土俵にいるということを強調している。⁴²

9月14日、ワシントンの陸軍省内で初の会談が行われた。この会談にはACLUからボールドウィンとファーマン、軍側からはマーカット少将やキング大佐など5名が出席した。まず、陸軍省側がボールドウィンの勧告書についての回答を行ない、それに対して質疑応答が繰り返される形で会談は進められた。

この両者のやり取りについては、陸軍省とACLUがそれぞれ記録を残しているが、会談の手ごたえについては双方で温度差が見られる。陸軍省の方は問題をたらい回しにして何もやっていないという

³⁴ News Release, American Civil Liberties Union, 25 April 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1955, op. cit. (資料コード・0000098525)

³⁵ Baldwin to Unno, 5 May 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

³⁶ Daily Okinawan Press Summary, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

³⁷ ACLU Memorandum, 12 July 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

³⁸ Memorandum for the Record by Donald B. Harriott, Chief, International Affairs, Department of Army, "American Civil Liberties Union," 28 June 1955, 080, Societies - Associations (General), General Correspondence, 1955-62, Chief of Civil Affairs, RG319 (資料コード・0000106036)

³⁹ Baldwin to Marquat, 15 July 1955, 080, Societies - Associations (General), op. cit. (資料コード・0000106036)

⁴⁰ Memorandum by W. W. Perham, Acting Chief, Office of Civil Affairs and Military Government, "Analysis of Letter Dated 24 March from American Civil Liberties Union," 25 August 1955, 080, Societies - Associations (General), op. cit. (資料コード・0000106036)

⁴¹ Marquat to Baldwin, 5 August 1955, 080, Societies - Associations (General), op. cit. (資料コード・0000106036)

⁴² Baldwin to Marquat, 12 August 1955, 080, Societies - Associations (General), op. cit. (資料コード・0000106036)

ACLU の誤解を解くことができたことと上々の評価を下していた。⁴³ 一方のボールドウィンは、軍部が苦情に鈍感で、これ以上は何も期待できないとして、沖縄問題に乗じた反米のアジに利用されないためにも、軍部を動かすための声明を出すしかないと考えようになった。⁴⁴

ボールドウィンは、意を決して、沖縄問題に関する ACLU の見解を公式声明として発表することにした。そして、9月21日、ボールドウィンからの回答を待つ東京の海野、神山政良(沖縄祖国復帰促進協議会会長)、仲吉良光(沖縄諸島日本復帰期成会会長)、法曹協会などに近く発表されるプレス・リリースに注目するように書簡を送った。⁴⁵ また、翌22日には国務省のウィリアム・J・シーボルド(William J. Sebald) 極東問題担当国務次官補代理や陸軍省のマーカットにも同様のメッセージを送ったが、どのような声明かまでは明らかにしなかった。⁴⁶ そして同日、プレス・リリース(9月27日解禁)を配信した。⁴⁷

9月27日のプレス・リリースでは、軍用地問題、人種による賃金格差、渡航制限、高等弁務官による拒否権、主席公選、復帰問題など、なかなか進展しない諸問題について米国政府へ強く善処を求めた。そして、政治的中立を保つ姿勢、また、「帝国主義」や「沖縄の永久占領」といった共産主義陣営からの反米プロパガンダには断固対抗する基本姿勢を打ち出していた。この、軍部と一緒に共通の敵と闘おうとしながら軍部を厳しく批判する ACLU の姿勢に軍部は困惑した。リリース前に事前調整がなかったことが大きな要因だったが、9月14日の会談時のボールドウィンの好意的態度からは想像できないような厳しい内容になっていることに関係者は戸惑いを隠せなかった。⁴⁸

2 プライス勧告から島ぐるみ闘争へ

2-1 プライス勧告

先に触れたように、ボールドウィンらが米当局に善処を求めた諸問題のうち、軍用地問題については、軍部は米国議会下院軍事委員会特別分科委員会(プライス委員会)の勧告書が出るまでは何もしないという方針をとっていた。⁴⁹

その勧告書の骨子が1956年6月9日に沖縄に伝えられた。そしてそこには、住民が訴え続けてきた「土地を守る四原則」⁵⁰をないがしろにする地料の一括払いや新規接収の方針が含まれていた。これに対する地元の反応は、米国政府の予想をはるかに上回るものとなった。全文の到着を待つまでもなく、6月15日には行政主席、琉球政府各局長、立法院議員、市町村長、土地連役員が総辞職す

⁴³ Memorandum for the Record by W. W. Perham, "Discussion with Roger Baldwin and Irving Ferman of ACLU 10-Points on Administration of the Ryukyu Islands," 14 September, 1955, 080, Societies - Associations (General), op. cit. (資料コード・0000106036)

⁴⁴ Memo by Baldwin, "Memorandum of Conference in the Office of the Civil Administration of the Defense Department concerning Okinawa," 14 September 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

⁴⁵ Baldwin to Unno, 21 September 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

⁴⁶ Baldwin to William J. Sebald, Acting Assistant Secretary for Far Eastern Affairs, Department of State, and Baldwin to Marquat, 22 September 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

⁴⁷ News Release, American Civil Liberties Union, 22 September 1955, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa: Von Scorebrand, Rolf: Denial of Passport, 1952-56, op. cit. (資料コード・0000098524)

⁴⁸ Sebald to Robert J. G. McClurkin, Director, Office of Northeast Asian Affairs, 30 September 1955, Central Files, 1955-59, Box 3978, General Records of Department of State, RG59 (資料コード・0000112824)

⁴⁹ 勧告書とは、1955年10月に現地調査した結果を踏まえて米国議会が出すことになっていた沖縄の土地問題についての公式見解。

⁵⁰ 土地を守る四原則とは、1954年に採択された、地料の一括払いは絶対に行わないこと、適正にして完全な補償であること、アメリカ合衆国軍隊による一切の損害を適正賠償すること、土地の新規接収は行わないこと、の四つである。

る決意を表明した。

これに対し米国議会下院軍事分科委員会は、6月18日、「この問題を再検討する考えはない。米国の計画に対する沖縄島民の反対は分科委員会の勧告全文が沖縄政府首脳に伝えられれば柔らかくだろう」と楽観視していた。⁵¹

しかし、状況は違った。プライス勧告の全文が届いた6月20日、全島53市町村で一斉に住民大会が開かれた。25日に那覇とコザで開かれた住民大会にはそれぞれ10万と5万の人々が参加した。⁵²「島ぐるみ闘争」の始まりである。

1956年7月4日、行政府、立法院、市町村長会、沖縄市町村議会議長会、沖縄市町村軍用地委員会連合会のいわゆる「五者協」は、2万数千文字から成る「プライス勧告への反論」をまとめあげた。⁵³7月6日、立法院の代表を中心とした軍用地折衝団がライマン・L・レムニツァ民政長官と会見し、「反論」を手渡した。しかし、「少なくとも毎年払いはあり得ない」「新規土地接収が必要であることに変わりない」と要請を一蹴される。⁵⁴住民は、7月28日、那覇で開かれた県民大会を開催し、主催者発表で15万人もの人が参加して抗議の意思を表明した。

このプライス勧告について、ボールドウィンらは大きな危機感を抱いた。特に地料の一括払いと裁定手続きにおいて地元民が不在であることを問題視した。⁵⁵そして、7月23日、ボールドウィンと理事長パトリック・M・メイリンは、連名で次の通りプライス委員長に申し入れを行っている。⁵⁶

軍事目的のために耕地を取り上げることのなかには人権問題は含まれていないように見えるかもしれませんが、しかし、プライス勧告案による接収は、法律による正当な手続きという基本的問題を引き起こしていることを、われわれは指摘します。というのは、それらの土地は、軍政府の下で住民が決定について争う何らの力も権利も持つことができないままに取り上げられているからです。…われわれは貴委員会が、正当な手続きと民主的協議というアメリカ的原則を土地政策の勧告に取り入れることを望みます。われわれは貴下の報告で、沖縄住民の福祉についての関心を多としますが、しかし、接収地の使用料の支払いについての地主の希望を無視した軍事的独断には同意できません。われわれは沖縄住民にもっと高度の自治権を与え、また、制限された農地の軍事的接収使用について彼らと協議することで、沖縄諸島の軍事的安全が脅かされることにはならないと思います。われわれは下院軍事分科委員会が貴下の報告を取り上げるときに、沖縄問題をもっと広い観点から内容を十分に考慮するよう切に望みます。

ボールドウィンらは、軍用地問題を明確に人権問題ととらえ、プライスに善処を要請したのである。

しかし、同勧告によって議会からお墨付きを得た軍当局は、土地政策を修正する必要性もなくなり、住民運動が収束するまで1～2カ月の冷却期間を置く方針をとった。その間、住民運動を切り崩すためのさまざまな措置がとられた。8月8日から10日にかけて各市町村で住民大会が開かれるという情報をつかんだ米軍は、8月8日、コザ市を中心とする中部地区への米軍人の立ち入りを禁止する無期限オフ・リミッツを発令した。オフ・リミッツの効果は甚大で、米軍人を相手とする地元商

⁵¹ 1956年6月20日付『琉球新報』

⁵² 中野好夫、新崎盛暉『沖縄戦後史』(岩波書店、1976年)、84～85頁

⁵³ 1956年7月5日付『沖縄タイムス』

⁵⁴ 1956年7月7日付『琉球新報』

⁵⁵ Baldwin to Ferman, 28 June 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1957, American Civil Liberties Union Washington, D.C. Office Records, 1948-1970 (資料コード・0000098527)

⁵⁶ 池宮城秀意『沖縄のアメリカ人』(サイマル出版会、1971年)、227～228頁

業関係者らが即座に軍を支持する側に回り、住民運動のあり方を糾弾する声が上がりはじめた。アメとムチをうまく使い分けた軍当局による住民運動の分断である。

比嘉秀平主席なども「軍用地問題に対する最近の住民運動のあり方が、(中略) 基地反対、日本復帰、対米非協力といった目標はずれた運動の様相を呈してきたので、民政府や駐留三軍を憂慮させた結果であると思う。沖縄の経済構成が多分に米軍基地に依存していることは何人も否定できない事実であり、今回の問題が単に中部地区住民だけでなく琉球全体の利害につながる重大な問題であることは申すまでもない。この際住民各位は、沖縄の置かれていることの環境をよく認識して土地問題に対する行過ぎに対しては、お互(原文ママ)に警戒して冷静に行動して貫うよう切望する。」との談話を発表し、軍当局ではなく住民に対して反省を求める有様だった。⁵⁷

オフ・リミッツによる経済制裁のほかに軍当局が取り組んだのは学生運動の切り崩しであった。住民大会において「ヤンキー・ゴー・ホーム」などと書いたプラカードを掲げてデモ行進した学生らの代表を退学処分するよう大学当局に圧力をかけた。「琉球大学は共産主義者や反米主義者や学校の秩序を破壊する者の温床たらしめるために建てたものではない。若しこのような状態ならば学校の存続も難しい」と廃校措置をちらつかせた軍当局からの圧力に抗しきれずに、大学は6名の学生を除籍処分にした。⁵⁸ いわゆる「第二次琉大事件」である。

米当局からのさまざまな圧力に抗しきれず、住民運動に次第に足並みの乱れが見られるようになる。那覇市の当間重剛市長は「米国が所有権を獲得しないという前提で、沖縄側が主張する適正補償を認め、経済変動を起こさないなら、一括払いもさして反対ではない」という旨の発言をするようになる。⁵⁹ 政府与党の民主党からも「現地軍と対立しこれを無視するやり方でなしにこれと一緒に米本国に訴えることが有効」⁶⁰、「我々の要望を取りついでくれるのは、現地軍当局であり、琉球の現実をよく理解しているのも現地軍」⁶¹ などという発言が相次ぎ、島ぐるみ闘争は揺らぎに揺らいだ。

7月31日、プライス委員長からACLUのメイリン理事長宛てに書簡が届いた。7月23日に行った先の申し入れに対する返事である。その主な論点をまとめると次のようなものになる。⁶²

土地代は適正に支払われるべきというACLUの考えには賛同するが、公共のために使用される土地の接収は米国におけるそれと全く同様に行われるべきで、多少の犠牲はやむを得ない。地元が要求している評価額は米国における地料よりも高く、米国の納税者に説明がつかない。軍事的安全保障は住民に自治権を与えることによって達成されるというACLUの考えに対しては委員会としては答えられる立場になく、今後の米国議会での活発な議論が沖縄人の声を反映させることにつながると考える。

ボールドウィンらはこれを見て、プライス委員会が沖縄の軍当局に丸めこまれてしまっているという印象を持った。⁶³

⁵⁷ 1956年8月9日付『琉球新報』

⁵⁸ 1956年8月18日付『沖縄タイムス』

⁵⁹ 1956年7月16日付『沖縄タイムス』

⁶⁰ 1956年8月18日付『琉球新報』

⁶¹ 1956年8月22日付『沖縄タイムス』

⁶² Price to Patrick M. Malin, Executive Director, ACLU, 31 July 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1957, American Civil Liberties Union Washington, D.C. Office Records, 1948-1970 (資料コード・0000098527)

⁶³ ACLU Memo for Baldwin, 26 October 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1957, op. cit. (資料コード・0000098527)

8月21日、ACLUはメイリン理事長名でプライス委員長へ書簡を送った。その中で、次のように、米国の属領ではない沖縄に米国市民の基準や米法を適用する考え方に根本的な誤りがあることを指摘した。⁶⁴

前回の手紙の中で貴殿は沖縄人がまるで米国市民であり、沖縄でも米国と同じような手続きがなされるべきと何度か繰り返していました。しかし、沖縄は軍事的理由から米国に一時的に占領されている外国領です。その住民は日本人であり、将来日本に戻るのです。

そして、将来日本に戻ることを望んでいる沖縄人にとって一括払いは米国が沖縄を永久統治する意思を持つものと誤解させるとして、年払いを考慮するよう再度促した。

とは言え、地元の保守層を中心に一括払いへの賛成意見が出始めている中、ACLUとしても軍部や議会に対してどれだけ強く一括払い放棄を求めればよいのか難しい判断を迫られていたに違いない。残された一次資料を見る限り、ACLUからの働きかけは、この時期以降はあまり見られなくなっていく。ただし、ボールドウィンとしても地元で一括払い容認の声が出てきたからと言って、軍用地問題が解決し沖縄への支援が不要になったとは考えていなかった。11月1日に自由人権協会の海野理事長に宛てた書簡では、次のようにプライス委員会とのやり取りを報告しながら、今後の展開にも言及している。⁶⁵

軍部の考えとしては、永久的に沖縄に駐留する意思はなく自分たちが去れば土地も返すことになるので地料は一括払いでも問題はない、地料を年払いにすると毎年の交渉が煩雑になる、と考えているようです。日本政府が公式に抗議の意思を表明するのなら、ACLUも協力しながら軍部や議会に働きかけていきたいと思えます。国際司法裁判所に提訴する手もありますが、提訴自体に両者の合意が必要なため、実現性は低いと考えています。

この言葉通り、ACLUはその後も沖縄への支援を続けていく。

2-2「市民会議」への働きかけ

軍部は頑として動かず、期待を寄せていた米国議会までも一括払いを容認する姿勢を崩さない今、ACLUとしては、軍部に政策変更を強いるような議論を米国内で高める必要性を感じていた。ACLUが次の一手として考えたのは、米国における「市民会議」の立ち上げである。

ACLUの呼びかけに応じて、1956年11月15日、ニューヨークで、キリスト教会世界サービス (Church World Service)、全米キリスト教会協議会海外事業部沖縄委員会 (Okinawa Committee, Division of Foreign Mission, National Council of Churches, U.S.A.)、カトリック救済サービス (Catholic Relief Services)、米国労働総同盟産業別組合会議 (AFL-CIO) から代表者が出席した。沖縄での台風被害を報告するために陸軍省のキング大佐も出席していた。会議では市民会議の果たす役割、可能性、意義などについて意見が交わされた。⁶⁶ この会議には参加していなかったが、海外ボランティア団体アメリカ協議会の沖縄委員会 (Okinawa Committee, American Council of Voluntary Agencies for

⁶⁴ Malin to Price, Chairman, Sub-committee of the Armed Services Committee, House of Representatives, 21 August 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1957, op. cit. (資料コード・0000098527)

⁶⁵ Baldwin to Unno, 1 November 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1957, op. cit. (資料コード・0000098527)

⁶⁶ ACLU Memo for Baldwin, "Meeting on Okinawa, November 15, 1956," 19 November 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1956, American Civil Liberties Union Washington, D.C. Office Records, 1948-1970 (資料コード・0000098526)

Overseas Service) という団体との調整の必要性にも言及されていた。⁶⁷

ただし、この会議にボールドウィンは参加していなかった。ボールドウィン自身は、会議の意義は尊重していたが、AFL-CIO 以外に実際にどれほどの期待が持てるのか疑問視していたようだ。⁶⁸

それから約3ヵ月後の1957年2月20日、ニューヨークで2回目の会合が開かれた。出席者には、前回不在だった海外ボランティア団体アメリカ協議会とメノナイト中央委員会 (Mennonite Central Committee) の代表者が加わったが、前回参加していた全米キリスト教会協議会とAFL-CIOは不参加だった。この会議にも陸軍省のキング大佐は参加したが、ボールドウィンは参加していない。

会議では、沖縄支援はどのような体制でどのような取り組みをすべきか、アイゼンハワー政権が冷戦時の民間外交政策の一つとして1956年に立ち上げた「People-to-Peopleプログラム」との関係はどうあるべきか、土地を接収された農民に対する農業支援プログラム (エクステンション・プログラムなど) を開始できないか、などが話し合われた。

軍部や米国議会への働きかけに限界を感じたACLUが、可能な限りの手段を使って沖縄問題の解決に取り組もうとしていた事実は注目に値しよう。⁶⁹

3 米国政府を動かした島ぐるみ闘争

3-1 島ぐるみ闘争の分裂と那覇市長選挙

先に触れたように、島ぐるみ闘争は、土地を守る四原則をめぐる意見の対立が表面化し、内部分裂の様相を呈していくが、1956年12月に久志村 (現名護市) 辺野古の地主らが一括払いに応じる契約に自ら同意したことで四原則の一角が崩れる。

そして、1957年1月4日、米当局は「土地問題に関する米国の方針」を発表した。そこで、所有権あるいは永代借地権の不取得方針、土地評価の再検討指示、琉球における軍事的要請の再検討指示、新規接収の実施、無期限使用対象土地についての地役権取得などが表明された。そして、地料については、従来平均3倍に引き上げることが明言された。⁷⁰ ここに来て米当局は住民に対して多くの譲歩を示した。しかし、住民が求めた新規接収や一括払いの中止は頑として譲らなかった。

そして、2月23日、ついに米国民政府布令164号「米合衆国土地収用令」が交付される。それは、①使用期間5年以下の土地に対しては「定期的賃借権」を取得して分割払いにする、②5年以上の土地に対しては「限定付土地保有権」を取得して一括払い、③接収地に対しては所有権を獲得せずに「地役権」を設定する、④土地収用審査会に代わり土地裁判所を設置する、などという内容であった。その後、同布令に基づいた軍用地の接収が増えていく。

着々と進められていく米当局の土地政策に対して、地元としても対応を急ぐ必要があった。地主会や立法院では「軍用地問題解決具体案」の取りまとめに入る。協議はなかなか折り合いがつかなかったが、1957年9月20日、立法院はついに次のような内容の決議を採決により可決する。①契約期限は5年として契約更新のたびごとに双方の合意による地料を定める。②地料は原則毎年払いとしつつも契約期限以内の分の前払いについては考慮すべき。③新規接収は不毛地に限るなどの条件付きで

⁶⁷ ACLU Memo for Baldwin, 19 November 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1956, op. cit. (資料コード・0000098526)

⁶⁸ Memo to Washington D.C. Office by Baldwin, 21 November 1956, U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1956, op. cit. (資料コード・0000098526)

⁶⁹ ACLU が呼びかけたこの市民会議がその後どのような具体的取り組みを展開していったかの検証は今後の課題である。

⁷⁰ 1957年1月4日付『沖縄タイムス』

必要最小限は認める。ここに、土地を守る四原則に謳われていた一括払いと新規接收への反対は、沖縄側の意思として正式に取り下げられることになった。

こうして、島ぐるみ闘争の灯は消えかかったように見えた。しかし、新たな火種が燃え上がっていた。那覇市政をめぐる米当局と住民との闘いである。

1956年10月の比嘉秀平主席の急死後、主席に就任した当間重剛の後に那覇市長に就任していたのは、四原則貫徹、原水爆基地反対、日本復帰を唱えて当選し、米当局から共産主義政党とみなされていた沖縄人民党の瀬長亀次郎であった。米当局にとって最も憂慮すべき事態が県都那覇で起こったのである。米当局はすぐさま那覇市の銀行預金の凍結、都市計画融資・軍補助金の停止、給水の停止、などで那覇市にあからさまに圧力をかけた。それでも表向きは民主主義の盟主を謳う米国であり、選挙で選ばれた市長を強権で追放するわけにはいかなかった。米当局が選んだのは、市議会の反市長派の協力を得て不信任案の可決による追放という〈民主的〉な手法であった。

1957年3月に試みられた1回目の不信任案は不発に終わる。しかし、米当局によるさまざまな懐柔策が功を奏して6月の2回目の上程では不信任案が可決された。翌日、瀬長市長は市議会を解散し、那覇市民に信を問うた。そして、8月4日に行われた市議会議員選挙の結果、反市長派は議席を減らし、不信任の再可決に必要な絶対議席数である20議席の獲得に失敗した。

新たな市議会でも反市長派は初日から不信任案の上程を試みる。一方、市長派は不信任を阻止するために欠席戦術を行使して対抗した。市議会での攻防は会期末の11月まで続く。そして、打つ手がなくなった反市長派や財界人らがとった方法は、米当局にすがって布令を改正してもらい市長を追放するというものであった。そして、11月23日、高等弁務官は、米軍政府布令第17号「改正市町村長及び議会議員選挙法」及び米国民政府布令第68号「琉球政府章典」の一部改正並びに1953年立法第1号「市町村自治法」を改正する高等弁務官布令第2号「市町村自治法」を公布して、市議会による瀬長市長の追放を可能にした。⁷¹ この追放劇は国内外で大々的に報道され、大きな反響を呼んだ。⁷²

その後行われた市長選挙は、追放された瀬長が議長を務める民主主義擁護連絡協議会（民連）と反市長派の那覇市再建同盟の候補者の一騎打ちとなった。米当局は、瀬長市政の11ヵ月間で那覇市民に十分な教訓を与えたものと確信し、この選挙については楽観視していた。⁷³ しかし、1月12日に行われた選挙で、那覇市民が選んだのは民連が推した候補者だった。軍当局の政策に対する沖縄住民の不満の強さを思い知らされる結果に、米当局は愕然とする。そして、後述するように、米国政府内で沖縄統治政策の見直しが行われることになり、沖縄問題は大きく動き出すことになる。

この市長追放劇に関して、ポールドウィンは、12月12日付で陸軍民事軍政部長のチャールズ・K・ガイリー少将に概ね次のような内容の書簡を送って抗議している。⁷⁴

政治的な理由はさておき、選挙で選ばれた首長を恣意的に追放するというのは、米国がこれまで国家として力を注いできた（民主主義の）原則に反する行為である。これこそ我々

⁷¹ 伊從勉「1957年市町村自治法改正過程にみる瀬長那覇市長追放事件」International Journal of Okinawan Studies (Vol. 3, No. 2, 2012年) 1～21

⁷² 1957年11月26日付『琉球新報』

⁷³ Excerpt from Headquarters, U.S. Army, Ryukyu Islands, G-2 Report Concerning Ryukyu Islands, "Analysis of Campaign Activities, Naha City Mayor's Election, Period: 27 December 1957 through 21 January 1958," 794C.0221/1-1458, Central File, 1956-59, General Records of the Department of State, RG59 (U90006114B)

⁷⁴ Baldwin to Charles K. Gailey, Chief, Civil Affairs Division, Department of the Army, 12 December 1957, American Civil Liberties Union, 1955-1960, Security-Classified Correspondence of the Public Affairs Division, 1950-1964, Public Affairs Division, Chief of Civil Affairs, RG319 (資料コード・0000106048)

がこれまで再三貴省に抗議してきた軍政の欠陥を裏打ちする行為であり、それはすなわち、安全保障を理由に地元民から自治権を奪っているという事実である。市長追放は市議会によるものだったと反論するかもしれないが、まったく的外れな言い訳に過ぎない。今回のケースはまさに軍権力が民主主義を超越してしまった例であり、〈安全保障〉を理由にしたとしても、その概念自体ピンと来ない人々にとってはまったく受け入れられないものである。

これに対してガイリーは、そもそも瀬長が有権者の過半数を獲得して当選したわけではないこと(筆者注：選挙は三つ巴だった。)、市長派が欠席戦術を使って不信任案を拒んだことなどをあげて、民主的な議会運営に応じなかったのはむしろ瀬長派であると反論した。⁷⁵ ボールドウィンはすぐさま返信し、軍部が目的を達成するために法律まで変えたことは正当化できるものでなく、アメリカ的な原則に従って沖縄統治を見直すべきと説いた。⁷⁶

3-2 アメリカによる沖縄統治政策の修正

軍部の手法に厳しい見方をしているのは、ボールドウィンだけではなかった。沖縄総領事館のデミング総領事は沖縄の政治状況を憂えて、自治権拡大、経済援助の増額、軍用地問題の解決がなければ、沖縄が「キプロス化」する可能性が高いと警鐘を鳴らした。⁷⁷

米国務省は、軍部に対し沖縄統治政策の見直しを提案した。そして、ジョン・F・ダレス国務長官の指示により、ウォルター・S・ロバートソン国務次官補は、1958年2月1日、「琉球諸島に対する米国の政策に関する国家安全保障会議草案」を作成した。この中で、沖縄で軍事基地を維持していくためには、もっと政治、経済問題に配慮する必要があることを指摘し、経済開発について米国の負担を軽減するためには、日本資本を含めた外資の導入を図るべきこと、沖縄と本土の経済的、文化的、政治的接触を深めることなどを提案した。そして、軍部が一括払い方針の変更に反対する中、国務省は、沖縄人は土地を失うことを恐れているので、地料を含めて米国の土地政策を徹底的に再検討すべきだと主張した。⁷⁸

1958年に入ってから、布令第164号に基づいた軍用地の接収が増え、地主や立法院から一括払い阻止の要請が政府に寄せられるようになると、これまで一括払いにあえて反対せずの態度を見せていた当間重剛主席も米国民政府との折衝に動かざるを得なくなった。2月19日には、USCARに対し、軍用地の権利取得に当たっては、地主と十分に調整するよう要請した。⁷⁹ その数日後には軍用地問題の正式折衝の開始を申し入れた。

その後、3月に行われた第4回立法院議員総選挙において、民連は、社大党の9議席、民主党の7議席に続いて5議席を獲得して大きく躍進した。都市部で圧勝した社大党が民主党から6年ぶりに第一党の座を奪い取った。一方、民主党は惨敗し、第3回総選挙の16から半数以下に議席を激減させることとなった。島ぐるみ闘争のエネルギーは「民連ブーム」を生み出し、長年、親米与党だった民主党を政権から引きずり下ろすに至ったのである。

那覇市長選挙の後、沖縄政策の根本的な見直しに着手していた米当局は、このただならぬ現地情勢

⁷⁵ Gailey to Baldwin, 13 January 1958, American Civil Liberties Union, 1955-1960, op. cit. (資料コード・0000106048)

⁷⁶ Baldwin to Gailey, 21 January 1958, American Civil Liberties Union, 1955-1960, op. cit. (資料コード・0000106048)

⁷⁷ Naha to Secretary of State, 5 February 1958, 794C.00/2-558, Central File, 1956-59, General Records of the Department of State, RG59 (資料コード・U90006096B)

⁷⁸ 宮里政玄『日米関係と沖縄 1945-1972』(岩波書店、2000年)、153、156頁

⁷⁹ 1958年2月20日付『琉球新報』

を目の当たりにして、4月11日、一括払い中止を含めた軍用地政策の見直しを進めていることを発表した。⁸⁰ ムーア高等弁務官は、立法院議長、行政主席などの懇談で、この見直しの結論が出るまで地料の一括払い通告を停止するよう陸軍地区工兵隊に指示したことも明らかにした。⁸¹

実はこの時、米国政府内では、沖縄の基地を集合・統合して施政権を返還することまで検討されていた。⁸² これは米国による沖縄統治が始まって以来のことで、住民による島ぐるみ闘争がいかにも米国の外交政策に影響を及ぼしたかを物語っている。プライス勧告の発表以来、米国が譲歩することを拒み続けてきた軍用地問題はここで大きく動き出すことになった。

1958年6月末、米陸軍省の招待で、琉球政府から当間主席を代表とする二度目の軍用地問題解決渡米代表団が渡米し、約2週間にわたって国務省、国防省と折衝した。7月7日には、ワシントンで軍用地問題に関する琉米共同声明が発表され、米国政府が琉球代表団の意見を十分かつ好意的に考慮すること、住民側が沖縄の反共基地としての重要性を完全に理解したこと、具体的な細目事項については現地折衝を行うことなどが盛り込まれた。

8月から始まった現地折衝は、11月4日に妥結し、琉米共同声明が発表された。土地使用料は毎年払いとされたが、希望者には10年分の前払いも認められ、毎年600万ドルの軍用地料が支払われるようになった。こうして、軍用地問題に端を発した島ぐるみ闘争は幕を下ろした。

おわりに

島ぐるみ闘争の終結から約一年後の1959年夏、ボールドウィンは国際人権連盟の顧問として世界21カ国を歴訪する旅の終盤、沖縄を訪れた。地元マスコミは、この訪問を次のように評した。⁸³

沖縄問題は機会あるごとに外部に訴えることによって漸次改善されていくことはこれまでの経験を通して沖縄の人自身が誰よりもよく知っている。国連は権威のある機関で沖縄の声を届かすのは難しいから、ある意味今回のボールドウィンの来島は絶好の機会である。

彼らの言う「外部に（への）訴え」が朝日報道に端を発した沖縄問題の国際化を指し、「漸次改善」が島ぐるみ闘争を経て米国政府を突き動かすことになった経緯を指していることは言うまでもない。

沖縄住民は当時から、ボールドウィンが沖縄にとって多大な貢献をしてくれたことは理解していた。しかし、ボールドウィンが常に米国の立場を背負っていただけに、その評価は分かれていた。例えば、自由人権協会の宮里松正はのちに「ボールドウィン勧告」（1959年11月）を「同勧告は、将来の復帰を前提に諸制度の改革や主席公選の実施を示唆するなど当時としては画期的ではあったが、大統領行政命令の枠内で民主主義と人権の擁護を図ろうとするものであったから、県民にとっては必ずしも満足できるものではなかった。」との評価をしている。⁸⁴

今回こうして一次資料を紐解いてみることによって、ボールドウィンが沖縄の軍用地問題、主席公選、渡航制限、自治権拡大などを人権問題の一つとしてとらえ、米政府当局に粘り強く改善を働きかけていたことが実証できた。当時、沖縄住民がこの奮闘ぶりを知っていたら、また違う評価になっていたかもしれない。本稿が、沖縄戦後史におけるボールドウィンの再評価の作業の一助になれば幸い

⁸⁰ State Department to American Consul Naha, 10 April 1958, 794C.0221/4-1058, Central File, 1956-59, General Records of the Department of State, RG59 (資料コード・U0006116B)

⁸¹ Naha to Secretary of State, 11 April 1958, 794C.0221/4-1158, op. cit. (資料コード・U0006116B) ; April 14, 794C.0221/4-1458, op. cit. (資料コード・U0006116B)

⁸² Memo for Dulles from Robertson, 11 April 1958, 794C.0221/4-1158, op. cit. (資料コード・U0006116B)

⁸³ 1959年8月20日付『沖縄タイムス』朝刊

⁸⁴ 『沖縄大百科事典』下巻（沖縄タイムス社、1983年）、458頁

である。

最後になるが、本稿で扱った公文書等は、現存する ACLU 関係資料のごく一部であることを付記しておきたい。付録の「研究ノート」で見ると、プリンストン大学から当館が収集した ACLU 関係資料はわずか 4 簿冊であり、プリンストンにはまだ 60 冊にのぼる関係資料が眠っている。それらを活用すれば、戦後史の裏面にさらなる光を当てることができるに違いない。今後の研究に託したい。

研究ノート：ボールドウィン関係資料群の紹介

1 プリンストン大学

ACLU の文書は、米ニュージャージー州のプリンストン大学にあるシーリー・G・マッド資料図書館 (Seeley G. Mudd Manuscript Library) に所蔵されている。アメリカの大学には専門分野別に複数の図書館があるのが普通だが、マッド図書館は主に 20 世紀アメリカ外交、法律、ジャーナリズム、公共政策策定、国際開発等の分野における個人や組織文書を収蔵している。その中の一つが「ACLU 文書」(American Civil Liberties Union Archives, 1917-1995) と「ACLU ワシントン事務所文書」(American Civil Liberties Union Washington, D.C. Office Records, 1948-1970) である。

まず、「ACLU 文書」には学問の自由、検閲、人種差別、外国人の権利、プライバシー、労働問題、恩赦、政府の忠誠などの分野での ACLU の活動に関する 1920 年代から 1995 年までの文書が含まれている。大きく 6 つのシリーズに分けられるが、その中の主題別文書 (Subject Files) にはさらに 4 つのサブ・シリーズがあり、その中の一つが国際人権問題 (International Civil Liberties, 1942-1982) に関するシリーズである。その中でも占領地域 (Occupied Areas) のシリーズのほとんどは沖縄に関する資料である。現在ではそのほとんどはマイクロ化され販売されているが、当館では収集していない。

一方、「ACLU ワシントン事務所文書」はワシントン事務所の 1950 年代から 1960 年代にかけての文書である。ワシントン事務所の主な機能は政府の立法活動を監視することである。とりわけ 1950 年には、同事務所はマッカーシズムによる権力の乱用、すなわち忠誠宣誓義務、議会調査委員会の設置、言論と表現の自由の検閲などの問題に取り組んだ。同シリーズには 1950 年代と 60 年代に所長を務めたアーヴィン・ファーマン (Irving Ferman) とローレンス・スペイサー (Lawrence Speiser) の 2 つのサブ・シリーズがある。これらのうち、1955 年から 57 年にかけての沖縄における軍用地問題、人権問題、労働問題などについての書簡、メモなどが含まれているのは、1950 年代に所長を務めたアーヴィン・ファーマンのシリーズである。このシリーズの多くは、ニューヨークにあった本部との往復書簡である。このシリーズには、米国準州の人権問題を扱った文書が地域毎にファイルされている。その中でも特に多いのは、同時期に ACLU の国際問題顧問を務めていたボールドウィンとの往復書簡である。当館が同館から収集した 4 簿冊は同シリーズからのものである。⁸⁵

2 沖縄県公文書館

本稿の執筆にあたって利用した沖縄県公文書館の一次資料を紹介する。先に紹介したプリンストン大学の資料以外に、〈ACLU〉〈American Civil Liberties Union〉〈Baldwin〉〈人権〉などのキーワードで検索すると、以下に挙げるように、国務省、USCAR、陸軍参謀本部などの資料群に含まれる関係資料が抽出できる。

⁸⁵ 拙稿「在米国沖縄関係資料調査収集活動報 IV: 軍資料館・大学図書館等編」『沖縄県公文書館研究紀要』第 11 号 (2009 年 3 月)、11 ~ 12 頁

- ① プリンストン大学マッド図書館所蔵 ACLU ワシントン事務所文書
 - * U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, Von Scorebrand, Rolf, Denial of Passport, 1952-1956(資料コード・0000098524)
 - * U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1955 (資料コード・0000098525)
 - * U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1956 (資料コード・0000098526)
 - * U.S. Territories, Pacific Islands, Okinawa, 1957 (資料コード・0000098527)
- ② 国務省一般記録群・セントラルファイル (RG59, General Records of the Department of State, Central Files)
 - * Central File, 1955-59 Box No.3978 Folder No.6 (資料コード・0000112824)
 - * Central File, 1964-66 POL 19 Box No.2626 Folder No.4 (資料コード・0000111462)
- ③ 同在外公館記録群、東京米国大使館、秘密一般文書、1952～63年 (RG84, Japan, Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952-63)
 - * (00024-009) 322.3, Ryukyus, Jan-Jun, 1955 (資料コード・0000105549)
- ④ 琉球列島米国民政府文書 (RG260, United State Civil Administration of the Ryukyu Islands) 渉外局文書
 - * American Civil Liberties Union (資料コード・U81100523B)
- ⑤ 同広報局文書
 - * American Civil Liberties Union (資料コード・0000044886)
- ⑥ 陸軍参謀本部記録群 (RG319 Chief of Civil Affairs) 副参謀長補室、作戦課、民事・軍政室、広報部機密指定往復書簡、1950～64年 (Public Affairs Division, Security-Classified Correspondence of the Public Affairs Division, 1950-64)
 - * (00002-002) American Civil Liberty Union, 1955-60 (資料コード・0000106048)
 - * (00029-001) Roger Baldwin, Sep 1955-Apr 1961 (資料コード・0000106052)
- ⑦ 同一般往復書簡、1955-62年 (General Correspondence, 1955-62)
 - * (00002-003) 080, Societies-Associations (General) (資料コード・0000106036)
- ⑧ ケネディ大統領文書 (National Security Files, 1961-1963, Carl Kaysen)
 - * (00362-001) American Civil Liberties Union, 9/61-12/61 (資料コード・0000073584)
- ⑨ エドワード・フライマス (Edward Freimuth) コレクション
 - * The Christian Century, Vol. LXXI, No. 3 (資料コード・0000024098)

主な参考文献

- 池宮城秀意『沖縄のアメリカ人』(サイマル出版会、1971年)
- 岩下 忠雄「“朝日報道”と吉田さん」吉田嗣延追悼文集刊行委員会編集本部『回想 吉田嗣延』(文唱堂印刷、1990年)
- 沖縄人権協会編著『戦後沖縄の人権史・沖縄人権協会半世紀の歩み』(高文研、2012年)
- 沖縄タイムス『沖縄の証言 激動の25年誌 下』(沖縄タイムス社、1973年)
- 潮見俊隆他「沖縄・自由・人権」『法律時報』第31巻、第11号(1959年10月号)
- 宮城悦二郎『占領者の眼』(那覇出版社、1982年)
- 森川 金壽「沖縄問題とボールドウィン」『沖縄文化研究』16(法政大学沖縄文化研究所、1990年)
- Bell, Otis W., “Play Fair with Okinawans!” *The Christian Century* (20 January 1954)
- Cottrell, Robert C., *Roger Nash Baldwin and the American Civil Liberties Union* (Columbia University Press, 2000)